

資	料 警察改革の推進状況について	平成20年7月24日
---	-----------------	------------

1 不祥事の防止と幹部を始めとする職員の意識改革

(1) 非違事案の防止

平成19年度中、全都道府県警察に対して、警察庁及び管区警察局による監察を1,590回実施。都道府県警察では、ほぼすべての警察署に対して、年1回以上の監察を実施し、都道府県公安委員会に報告
士気の高い職場環境づくりを重視しつつ、非違事案防止のための取り組みを推進

平成20年上半期の懲戒処分者数は前年同期より12.0%減少

(2) 適正な予算執行の確保

平成19年度中、全都道府県警察に対して、警察庁及び管区警察局による監査を実施。都道府県警察では、ほぼすべての所属に対して、年1回以上の会計監査を実施し、都道府県公安委員会に報告

会計手続を解説した所属長や捜査員のための執務資料を作成、配布

(3) 職務倫理教養の推進

警察改革の精神を風化させないための取り組みを推進

2 「警察改革要綱」の着実な実施と充実

(1) 情報公開の推進

全文公表を原則とする訓令・通達の公表基準に基づき公表を推進
都道府県警察の訓令・通達公表件数は前年の1.2倍に増加

(2) 警察安全相談の充実

平成19年中、警察安全相談に従事している職員1人当たりの相談件数は前年より12.7%減少

専科教養や研修会等の実施により相談取扱能力を向上

(3) 告訴・告発への取り組みの強化

平成19年末の累積未処理件数は前年末より3.2%減少

都道府県警察に対する業務指導を推進

(4) 警察署協議会の設置

全都道府県警察で議事概要を公表

警察関係団体関係者の委員の割合は前年より微減(0.1ポイント減)

3 公安委員会の管理機能の一層の充実強化と警察改革の推進状況の不断の検証

国家公安委員会において定例会議を毎週開催、全都道府県公安委員会において定例会議を月3回以上開催

国家公安委員会及び全都道府県公安委員会のウェブサイトにおいて、定例会議での委員の発言内容を公表

警察活動の視察、教育委員会等関係機関との意見交換等、定例会議以外の活動を推進

公安委員会の意見や提言を受けて各種の施策が実施されるなど、管理機能を発揮

4 治安再生に向けた取り組み

精強な第一線警察の構築

ポリスマインドの醸成

治安再生に向けた施策の推進

1 不祥事の防止と幹部を始めとする職員の意識改革

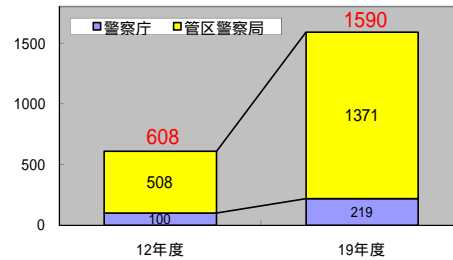
非違事案の防止

平成19年度中、全都道府県警察に対して厳正な監察を実施

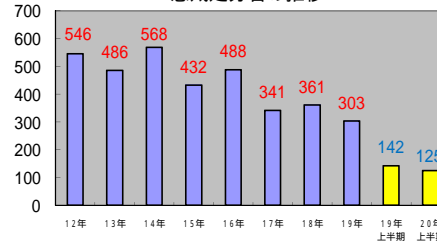
都道府県警察においては、次に掲げる方向に沿って、非違事案防止のための取組みを推進

- 所属長のリーダーシップの発揮等のほか、特に、士気の高い職場環境づくりを重視
- 業務管理、職務倫理教養、身上把握・指導に係る施策の充実
- 飲酒運転事案、情報セキュリティ関連事案等国民の信頼を損なう事案への対策の強化

都道府県警察に対する監察の実施状況



懲戒処分者の推移



適正な予算執行の確保

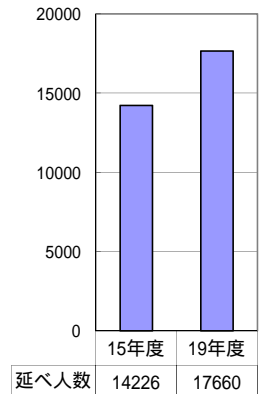
平成19年度中、全都道府県警察に対して厳正な会計監査を実施

都道府県警察においても、ほぼすべての所属に対して厳正な会計監査を実施し、公安委員会に報告

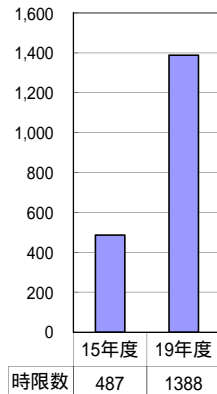
会計経理に係る学校教養、職場教養等の充実

会計手続を分かりやすく解説した所属長や捜査員のための執務資料を作成、配布

会計監査に従事した延べ人数



各級警察学校における会計関係教養の実施状況



職務倫理教養の推進

警察改革の精神を風化させないための取組みを推進

- 各級昇任時教育、警察本部や警察署の幹部研修等において、警察改革の精神を徹底
- 採用時教育において、桶川・石橋事案等の具体的事例に基づき、警察改革を風化させない教育を徹底
- 「警察刷新に関する緊急提言」が策定された日（7月13日）にちなみ、「警察改革の日」や「警察改革旬間」等の強化日や強化期間を設けるなど、全所属において警察改革に関する教育を徹底



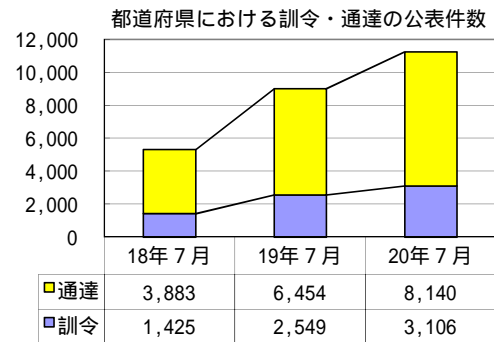
小集団討議の状況(京都)

2 「警察改革要綱」の着実な実施と充実

情報公開の推進

全都道府県警察において、全文公表を原則とする訓令・通達の公表基準に基づき公表を推進

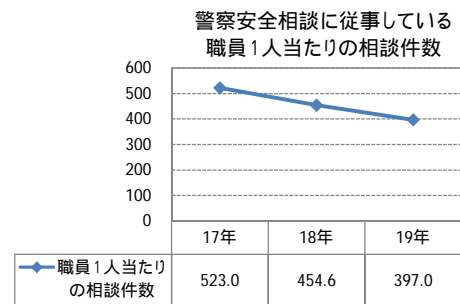
都道府県における訓令・通達の公表件数は全体で前年の1.2倍以上に増加



警察安全相談の充実

平成19年中、警察安全相談に従事している職員1人当たりの相談件数は12.7%減少

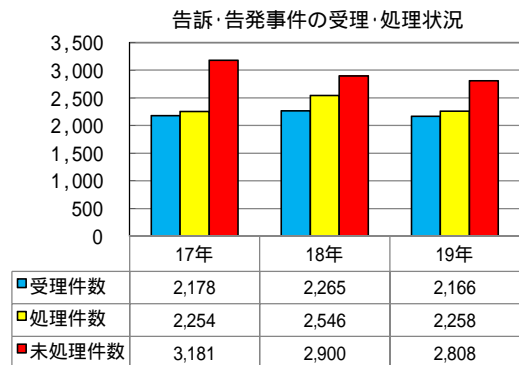
専科教養や研修会等の実施により相談取扱能力を向上



告訴・告発への取組みの強化

19年末の累積未処理件数は前年末より3.2%減少

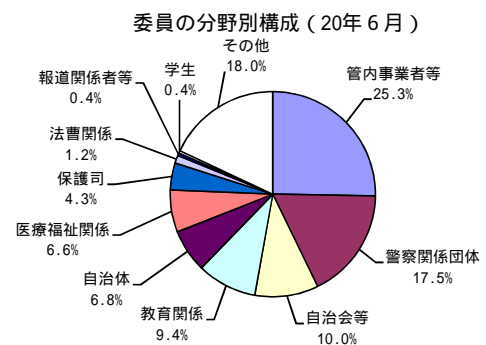
都道府県警察に対する業務指導を推進



警察署協議会の設置

20年6月現在、全都道府県警察において、警察署協議会の議事概要を公表

警察関係団体の関係者の委員の割合は前年より微減(0.1ポイント減)



3 公安委員会の管理機能の一層の充実強化と警察改革の推進状況の不断の検証

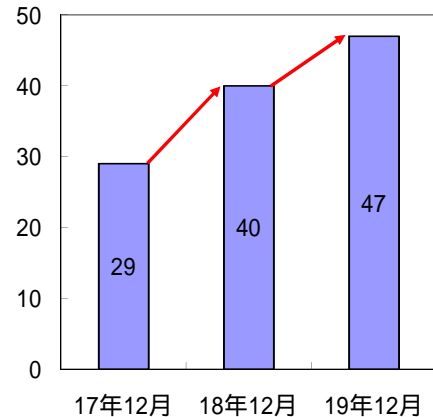
国家公安委員会において定例会議を毎週開催、全都道府県公安委員会において定例会議を月3回以上開催

警察庁及び全都道府県警察において、専従の補佐体制を整備

国家公安委員会及び全都道府県公安委員会のウェブサイトにおいて、定例会議での委員の発言内容を公表

警察活動の視察、教育委員会等関係機関との意見交換等、定例会議以外の活動を推進

委員の発言内容が公表されている都道府県



公安委員会の意見や提言を受けて各種の施策が実施されるなど、管理機能を発揮

【事例1】 新潟県公安委員会が、力強い警察を確立して県民の負託にこたえる必要がある旨の提言をした結果、本年度の県警察運営の目標の第一項目に「精強な第一線警察の構築」を追加

【事例2】 函館方面公安委員会が、サミット警備に関し、青森県警察との連携の必要性について提言をした結果、本年4月、青森県警察との合同による「青函トンネルにおけるテロ対処訓練」を実施



テロ対処訓練の実施状況



テロ対処訓練を視察する公安委員会委員

【事例3】 茨城県警察では、土浦市内における連続殺人事件（本年3月発生）の捜査活動について、同県公安委員会からの提言を踏まえつつ検証を実施

4 治安再生に向けた取組み

精強な第一線警察の構築

平成19年度から警部任用時教育の教授内容を見直すなど、幹部の指揮能力を強化

実戦的教育技法に関する全国競技会を開催するなど、実戦的教育を推進



全国競技会の状況

ポリスマインドの醸成

ポリスマインド（警察職員一人一人が職責を自覚し、世のため人のために行動するという精神）の醸成を図るため、犯罪被害者による講話や、元警察職員やベテラン警察職員による困難を克服し目的を達成した体験に基づく講義を実施するとともに、職務執行に対して住民から感謝された事例等を題材とした教育を推進

警察に対する市民の要求の高まりに的確に対処し得る幅広い知識・見識を養うため、公安委員会委員や部外有識者による講話を実施

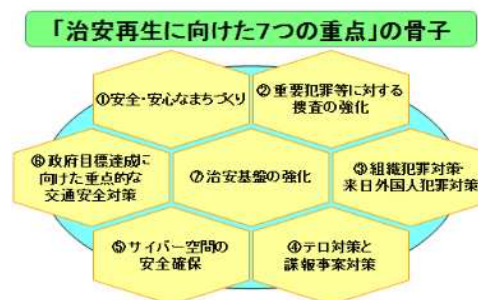
人権を尊重した公正かつ親切な職務執行を行うため、「人権に配慮した警察活動のための手引」を作成、全都道府県警察に配布し、これを活用した教育を推進



公安委員会委員による講義状況（兵庫）

治安再生に向けた施策の推進

「治安再生に向けた7つの重点」等に基づき、治安再生に向けた施策を着実に推進



警察改革の推進状況

1 「警察改革要綱」の着実な実施と充実	
<p>1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化</p>	<p>(1) 情報公開の推進 施策を示す訓令、通達の公表</p> <p>警察庁において、警察庁訓令・通達公表基準に基づき、12年11月から順次ウェブサイトに掲載 公表件数 19年7月1日 訓令 77件 20年7月1日 訓令 89件 通達1,498件 通達 1,572件</p> <p>19年4月までに、すべての都道府県警察において、警察庁と同様の全文公表を原則とするよう訓令・通達公表基準の見直しを実施 公表件数 19年7月 訓令2,549件 20年7月 訓令3,106件 通達6,454件 通達8,140件</p> <hr/> <p>懲戒事案の発表基準の明確化</p> <p>12年9月、懲戒処分の指針を制定。14年7月、管理監督上の行為に関して指針を改正。19年12月、情報セキュリティ、飲酒運転等に関して指針を改正。20年5月、被疑者等に対する暴行又は陵虐の行為に係る指針を整理。13年1月、警察庁において懲戒処分の発表の指針を制定し、通達により都道府県警察に指示。16年4月、職務上の行為及びこれに関連する行為に係る懲戒処分については、内部的行為に係るものを含め、全件を発表対象とする旨の指針改正</p> <hr/> <p>都道府県警察の情報公開に関する指導</p> <p>12年9月、都道府県警察に情報公開条例の実施機関となるよう指示し、13年10月までにすべての都道府県において警察が実施機関入り 13年3月、国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準を策定。都道府県警察においても同様の基準を策定するよう指示し、すべての都道府県で策定</p>
<p>(2) 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理 文書による苦情申出制度の創設</p>	<p>13年6月1日、改正警察法（文書による苦情の申出制度についての規定）施行 苦情の申出の手續に関する規則及び警察法第78条の2（現行の第79条）に係る解釈・運用基準を作成。各都道府県警察において規程・体制を整備の上、警察法に基づき申し出られた苦情の受理・処理を推進中（19年中717件受理） 警察法に基づかない苦情についても処理の指針を作成の上、各都道府県警察において受理・処理を推進中（19年中7,411件受理）</p>

<p>苦情処理システムの構築</p>	<p>苦情該当性の判断について、警察庁が都道府県警察に対し、都道府県警察本部苦情担当課が各所属に対し、指導・点検を実施 心の健康づくり対策等苦情担当職員の負担軽減のための施策の推進 15年1月1日から、各都道府県警察の苦情管理業務をシステム化</p>
<p>(3) 警察における厳正な監察の実施 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備（警察庁 - 監察官の増配置、管区警察局 - 総務監察部の設置、都道府県警察 - 首席監察官の格上げ等）</p> <p>警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化</p>	<p>次のとおり監察体制を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 警察庁 - 人事課監察官等の増配置 12年4月首席監察官以下6人体制（監察官1人） 20年4月22人体制（13年4月以降監察官3人） 管区警察局 - 総務監察部の設置（関東管区警察局は監察部、中国管区警察局及び四国管区警察局は総務監察・広域調整部）監察担当官の増配置 12年4月25人体制 20年4月126人体制 都道府県警察の首席監察官等に充てる地方警務官（国家公務員）の増員 12年4月地方警務官である首席監察官5人 16年4月以降47人 <p>都道府県警察に対し総合監察及び随時監察を実施し、その状況を四半期ごとに国家公安委員会に報告 19年度中に警察庁及び管区警察局が行った都道府県警察に対する監察の実施回数は、合計1,590回（警察庁219回、管区警察局1,371回）で、12年（608回）の約2.6倍の監察を実施 20年上半期の懲戒処分者数：125人（免職19人、停職22人、減給45人、戒告39人） 19年上半期の懲戒処分者数（142人）より17人（12.0%）減少</p>
<p>(4) 公安委員会の管理機能の充実と活性化 警察の行う監察をチェックする機能の強化（具体的・個別的指示権、監察担当委員、監察調査官等）</p> <p>補佐体制の確立（国家公安委員補佐官室の新設等）</p>	<p>13年3月1日、改正警察法（公安委員会による監察についての具体的又は個別的な指示についての規定）施行</p> <ul style="list-style-type: none"> 13年3月、国家公安委員会が監察の指示等の運用について申合せ 13年4月、神奈川県公安委員会が監察の指示を実施 13年7月、奈良県公安委員会が監察の指示を実施 16年3月、北海道公安委員会が監察の指示を実施 16年4月、福岡県公安委員会が監察の指示を実施 <p>13年4月、国家公安委員会会務官を設置（会務官以下13人体制） 各国家公安委員会委員の執務室を確保 都道府県公安委員会の事務担当スタッフを増強（12年1月117人 20年4月215人） すべての都道府県警察で専従の補佐体制を整備 すべての都道府県公安委員会において定例会議を月3回以上開催 都道府県公安委員会では、定例会議以外にも、必要に応じて臨時に委員会を開催しているほか、委員相互の意見交換、警察活動の視察、国民の要望を聞く活動等を通じて、警察に対する管理機能の充実と活性化を推進 都道府県公安委員会において、教育委員会、人事委員会等関係機関との意見交換を通じて、警察業務に対する</p>

	理解を増進																																													
「管理」概念の明確化	国家公安委員会運営規則を改正し、「管理」概念を明確化（12年12月26日施行）																																													
公安委員の任期の制限	各都道府県公安委員会においても公安委員会運営規則等を改正し、「管理」概念を明確化																																													
	<p>13年3月1日、改正警察法（国は2期10年、都道府県は3期9年までに任期を制限する規定）施行 経済界、教育界、法曹界等幅広い分野から委員を選任 50歳代以下の委員が2倍に増加（12年1月14人 19年12月28人） 女性委員が2.9倍（12年1月13人 19年12月38人）</p>																																													
2 「国民のための警察」の確立																																														
<p>(1) 国民の要望・意見の把握と誠実な対応 警察安全相談（仮称）の充実（元警察職員の配置等体制の強化、相談業務に関する研修の実施、関係機関との連携の強化等）</p>	<p>12年11月、従来の「困りごと相談」を「警察安全相談」に改称 （警察安全相談の取扱件数）</p> <table border="1" data-bbox="719 635 2038 710"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談取扱件数</td> <td>約74万件</td> <td>約93万件</td> <td>約106万件</td> <td>約152万件</td> <td>約180万件</td> <td>約145万件</td> <td>約140万件</td> <td>約130万件</td> </tr> </tbody> </table> <p>警察職員の増配置及び警察安全相談員（非常勤嘱託の元警察職員等）の配置等により、相談業務の体制の整備を推進 （警察安全相談に従事している職員数）</p> <table border="1" data-bbox="748 858 2065 973"> <thead> <tr> <th></th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員数</td> <td>-</td> <td>2,000</td> <td>2,467</td> <td>2,626</td> <td>2,770</td> <td>3,067</td> <td>3,250</td> <td>3,187</td> </tr> <tr> <td>（うち警察安全相談員数）</td> <td>(503)</td> <td>(589)</td> <td>(640)</td> <td>(667)</td> <td>(817)</td> <td>(872)</td> <td>(905)</td> <td>(901)</td> </tr> </tbody> </table> <p>12年11月以降、国民からの相談に的確に対応するため、関係省庁に連携強化等を要請するとともに、都道府県警察において、関係機関・団体との連携の強化、相談事案の円滑な引継ぎのための連絡系統の確立等に向けたネットワークを構築（20年4月現在、空港警察署等3警察署を除き構築済み） 13年以降、都道府県警察の相談業務担当者に対する警察安全相談実務専科の実施及び都道府県警察本部における巡回指導、担当者研修会等の実施 16年3月、相談に係る所属長の指揮下における組織的対応の徹底を指示</p>		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	相談取扱件数	約74万件	約93万件	約106万件	約152万件	約180万件	約145万件	約140万件	約130万件		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	職員数	-	2,000	2,467	2,626	2,770	3,067	3,250	3,187	（うち警察安全相談員数）	(503)	(589)	(640)	(667)	(817)	(872)	(905)	(901)
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19																																						
相談取扱件数	約74万件	約93万件	約106万件	約152万件	約180万件	約145万件	約140万件	約130万件																																						
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20																																						
職員数	-	2,000	2,467	2,626	2,770	3,067	3,250	3,187																																						
（うち警察安全相談員数）	(503)	(589)	(640)	(667)	(817)	(872)	(905)	(901)																																						
告訴・告発への取組みの強化	<p>12年12月以降、告訴専門官会議を年1回、13年9月以降、告訴・告発捜査専科教養を年1回をそれぞれ実施し、告訴・告発への取組みを強化 警察庁及び都道府県警察において告訴・告発事件捜査に係る評価を見直し 警察庁職員による実地調査の実施等による業務指導の推進（不受理の場合における説明状況の確認等） 19年中の受理件数は前年に比べ減少（-99件（-4.4%）） 19年中の処理件数は前年に比べ減少（-288件（-11.3%））</p>																																													

19年末現在の累積未処理件数は前年末に比べ減少（-92件（-3.2%））

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
告訴・告発受理件数	2,372	3,449	3,319	3,035	2,547	2,468	2,178	2,265	2,166
告訴・告発処理件数	2,428	2,713	3,167	3,339	2,579	2,742	2,254	2,546	2,258

職務執行における責任の明確化
（窓口職員 - 名札の着用、制服警察官 - 識別章の着装、警察手帳の抜本的な形状変更等）

13年6月1日から、窓口職員等の名札の着用を実施
14年10月1日から、識別章の着装を実施
14年10月1日から、新しい警察手帳に移行
すべての都道府県警察で、名札の着用、識別章の着装及び警察手帳の形状変更について、学校教養、職場教養、ウェブサイト上での紹介等を実施し、職務執行における責任の明確化の意義を周知するための取組みを推進

警察署協議会の設置

13年1月、警察署協議会の運営等に関するガイドラインを作成
13年6月1日、改正警察法（警察署協議会に関する規定）の施行及びすべての都道府県の警察署協議会条例の施行
20年6月現在、全国1,206警察署中、水上警察署等を除く1,203警察署に警察署協議会を設置。10,829人の委員を委嘱
幅広い分野から委員を委嘱
警察署協議会における要望・意見の業務運営への反映や警察署協議会による積極的な活動（委員の要望に基づく通学路の信号機のサイクル調整、警察署協議会等による防犯灯設置の働き掛け等）
委員の警察活動に対する理解の深まり（アンケートにおいて委員の96.7%が回答）
19年6月までにすべての都道府県警察において警察署協議会の議事概要の公表と委員の再任制限の整備を実施

(2) 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化
空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

交番相談員の増配置を推進するとともに、交番相談員の職務範囲を拡大

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
交番相談員数(定員)	2,091	2,178	2,280	2,949	4,222	5,214	5,635	6,046

（13年度から15年度までは各年度末現在。16年度から20年度までは4月1日現在）

13年8月、「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等に関する指針」を制定し、パトロールの強化、駐在所の再評価、空き交番の解消等のための方策を指示
（地域警察官による刑法犯検挙人員）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
検挙人員	246,672	269,501	307,228	323,615	326,685	327,524	312,966
増減率（%）	-	9.3	14.0	5.3	0.9	0.3	-4.4

15年12月から、交番勤務員の増配置、交番の配置見直しを行い、交番勤務員の不在が常態化しているいわゆる空き交番を解消すること等により、交番機能の強化を推進（原則として、交番には1当務当たり2人以上の警察

<p>犯罪や事故のないまちづくりの推進</p>	<p>官を配置すること等により、19年4月までに空き交番を解消) 空き交番数 16年4月1,925か所(全交番の29.6%) 19年4月0か所 16年12月、都道府県警察に対し、パトロールの強化を始めとする街頭活動の強化を改めて指示 12年2月に策定した「安全・安心まちづくり推進要綱」(18年4月に改正)等に基づき、防犯に配慮した道路、公園等の公共施設及び共同住宅の整備・管理を推進 15年1月から、街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策を推進 15年9月1日から施行された「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」に基づき、正当な理由によらない特殊開錠用具の所持及び指定侵入工具の隠匿携帯の取締りを強化 16年6月、地域住民による自主防犯活動を活性化するための施策の全体像を示すものとして「犯罪に強い地域社会」再生プランを取りまとめ、「地域安全安心ステーション」推進事業の実施(17年度から実施。20年度までに600地区)や自主防犯ボランティア活動支援サイトの立ち上げ等の防犯ボランティア活動に対する支援を推進(自主防犯ボランティア団体:15年末3,056団体、16年末8,079団体、17年末19,515団体、18年末31,931団体、19年末37,774団体) 17年6月に犯罪対策閣僚会議が策定した「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」に基づく対策を、同年同月、都市再生本部が策定した都市再生プロジェクト「防犯対策等とまちづくりの連携協働による都市の安全・安心の再構築」と協調して推進 18年から毎年1回、「安全・安心なまちづくり関係功労者表彰」として、安全・安心なまちづくりの推進に特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体に対する内閣総理大臣表彰を実施 17年9月、繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進を指示 関係省庁と連携して「犯罪から子どもを守るための対策」(17年12月)及び「子ども安全・安心加速化プラン」(18年6月)を取りまとめ、子どもの非行防止と安全確保に係る各種施策を着実に推進 交通管制センターの高度化、信号機改良等の特定交通安全施設等整備事業を推進 死傷事故発生割合が高い住居系地区又は商業系地区で、その外縁を幹線道路が構成する「あんしん歩行エリア」について、道路管理者と連携して面的かつ総合的な事故抑止対策を推進(20年3月まで)</p>
<p>ストーカー行為、児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化</p>	<p>「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の施行(12年11月24日)に伴い、体制や装備資機材の整備、担当者に対する教養等を推進 同法の運用実態や、厳正な取締りを求める国民感情の高まりを踏まえ、解釈・運用を一部見直し、17年11月、各都道府県警察に対して適切な対応を指示 18年12月、各都道府県警察に対して、警察署において相談を受けたストーカー事案等への的確な対応について改めて指示 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行(13年10月13日)に伴い、体制や装備資機材の整備、担当者に対する教養等を推進 16年及び19年の同法改正に伴い、各都道府県警察に対し、運用上の留意事項を示し適切な対応を指示 「配偶者の暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)を受け、各都道府県警察に対し、適切な措置等を指示</p>

16年の児童虐待防止法及び児童福祉法の改正に伴い、児童相談所等関係機関との連携を強化するとともに、体制の整備、担当者に対する教養等を推進

18年9月、都道府県警察に対し、児童相談所等関係機関との緊密な連携等による児童虐待の適切な対応の徹底を指示するとともに、各都道府県警察本部の少年課長及び捜査第一課担当補佐の合同会議を開催

改正児童虐待防止法の施行（20年4月1日）に伴い、児童虐待の防止等に関する施策を更に推進するため、20年2月に担当者会議を開催したほか、20年3月には執務資料を作成・配布するなど、児童の安全確認及び安全の確保を最優先とした取組みを推進

少年犯罪に対する捜査体制の強化等を推進するとともに、犯罪捜査規範の改正により簡易送致基準を見直し

15年1月1日、「少年警察活動規則」の施行

少年法等の一部を改正する法律の施行（19年11月1日）に伴い、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）の改正（19年10月）により触法調査及びぐ犯調査における配慮規定等を整備したほか、触法調査の具体的実施要領を執務資料として取りまとめるなど、少年の特性に配慮した警察活動のための取組みを推進

15年12月1日施行の「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」に基づく適正かつ効果的な取締り等の推進

20年5月、インターネット異性紹介事業者に対する規制の強化を行うとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための民間活動の促進に関する措置を講ずる「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が成立

16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」を制定

17年12月に策定された「犯罪から子どもを守るための対策」及び18年6月に策定された「子ども安全・安心加速化プラン」等に基づき、スクールサポーター制度（少年の問題行動等に学校と警察が連携して対応するため、退職警察官等を学校に一定期間継続して派遣する制度。20年4月現在40都府県で導入）の導入等を推進

警察を始め、保護観察所、児童自立支援施設等の担当者による少年サポートチームの編成、関係機関との人事交流、都道府県公安委員会と都道府県教育委員会との意見交換会の実施等、関係機関と連携した少年非行・犯罪被害防止のための取組みを推進

18年5月、改正風適法の施行による少年指導委員制度の改正に伴い、都道府県警察に対し適正かつ効果的な制度運用を指示

19年2月、都道府県警察に対し、インターネット上における違法・有害情報から子どもを守るため、携帯電話におけるフィルタリング（ウェブサイト上の違法・有害情報へのアクセスを制御するために、受信者側でこれらの情報を受信するかどうかを選択できるソフトウェア又はサービス）の利用促進に重点を置いた対策の強化を指示

20年3月、子どもの犯罪被害を未然に防止するため、都道府県警察に対し、非行防止教室等の各種啓発活動に従事する警察職員への教養DVD及び一般広報用リーフレットを配布したほか、総務省及び文部科学省と連携し、子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの更なる普及促進について指示するなど、子どもを犯罪被害から守るためのフィルタリングの利用促進に重点を置いた取組みを推進

民事介入暴力対策の強化

弁護士会及び暴力追放運動推進センターとの連携を強化

	暴力団関係情報の適正な部外提供等により暴力団関係相談等への積極的な対応を推進
<p>(3) 被害者対策の推進 犯罪被害給付制度の拡充</p>	<p>13年7月1日から、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の重傷病給付金の創設、障害給付金の支給範囲の拡大、給付基礎額の引上げ等に係る規定が施行 18年4月1日から、同法の施行令及び施行規則の改正による、重傷病給付金の支給対象要件の緩和、親族間犯罪における支給制限の緩和等に係る規定が施行 20年7月1日から、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」のやむを得ない理由がある場合における犯罪被害者等給付金の裁定の申請期間の特例、休業損害を考慮した重傷病給付金等の額の加算等に係る規定が施行されるとともに、同法施行令の生計維持関係のある遺族に対する遺族給付金及び重度後遺障害者に対する障害給付金の引き上げ等に係る規定が施行</p>
<p>きめ細かな被害者支援の推進</p>	<p>14年4月1日から、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の警察本部長等による援助の措置及び犯罪被害者等早期援助団体に関する規定が施行。これらの規定に基づき、「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」及び「犯罪被害者等早期援助団体に関する規則」を制定（14年5月、東京都公安委員会による（社）被害者支援都民センターの指定以降、20年7月1日までに18都道府県で計18団体が指定） 14年4月1日から、犯罪被害者等早期援助団体としての指定を受けた民法法人に対する寄附金に対する税制優遇措置が実施（14年11月、（社）被害者支援都民センターの認定以降、20年7月1日までに6都道府県で計6団体が特定公益増進法人として認定） 18年12月、犯罪被害者等基本計画（17年12月閣議決定）を受け、被害者連絡実施要領を改正するとともに、「被害者の手引」モデル案を改訂し、犯罪被害者に対する適切な情報提供を推進 20年7月1日から、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」の都道府県公安委員会による民間被害者支援団体に対する必要な助言、指導等の犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体の自主的な活動の促進に係る規定が施行</p>
<p>(4) 実績評価の見直し 相談、被害者対策、保護等の業務に対する適切な評価</p>	<p>相談業務や被害者対策、保護に関する積極的な賞揚措置を推進</p>
<p>3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築</p>	<p>(1) 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決 銃器・薬物、密入国、マネー・ローンダリング対策の強化</p> <p>入国管理局、海上保安庁、税関等国内関係機関及び海外関係機関との連携強化を推進 犯罪収益の規制等を規定する組織的犯罪処罰法、麻薬特例法の積極的活用 政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された方針に基づき提出された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が成立し、F I U（資金情報機関）の金融庁から国家公安委員会への移管等に係る規</p>

定が19年4月1日から施行。同法の全面施行（20年3月1日）に伴い、その円滑な施行に向けた取組みを推進更なる銃器対策を進めるため、関係省庁の担当者からなる「銃器対策の更なる施策検討のためのプロジェクトチーム」を立ち上げ、19年6月に、緊急に実施すべき施策を取りまとめ。同年7月、犯罪対策閣僚会議において、法執行関係省庁を中心とした「銃器・暴力団犯罪取締り・対策チーム」を設置し、同年12月、銃器密輸入取締りに関する合同訓練の積極的な実施等を決定

19年12月30日施行の銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律により、けん銃等の発射、輸入、所持、譲渡し及び譲受け等に関する罰則を強化

国際的協力強化のための枠組みの構築

15年8月、「刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約」（日米刑事共助条約）に署名、16年5月に国会承認、18年6月に批准書を交換（7月21日発効）

16年11月、「刑事に関する共助に関する日本国と大韓民国との間の条約」（日韓刑事共助条約）の締結交渉を開始、18年1月に署名、5月に国会承認、12月に批准書を交換（19年1月26日発効）

18年9月、「刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定」（日港刑事共助条約）の締結交渉を開始、19年7月に実質合意、20年5月に署名

19年1月、「刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約」（日中刑事共助条約）の締結交渉を開始、8月に実質合意、12月に署名

16年以降、来日中国人犯罪対策に関する相互協力の枠組み等について協議するため、警察庁と中国公安部との間で会議を定期的開催

17年1月、国家公安委員会委員長が訪中し、同国公安部長らと両国間にまたがる犯罪の情勢について意見交換等を行い、その認識を共有するとともに、犯罪対策に関する協力を強化することで合意

20年2月、警察庁次長が訪中し、同国公安部副部長らと今後の首脳相互訪問について約束するとともに、捜査協力の強化、不法出入国対策の推進等について合意

19年7月、警察庁次長が訪韓し、同国警察庁長らと今後の首脳相互訪問について約束するとともに、国際テロ対策、サイバー犯罪対策等各分野における今後の協力を約束

17年12月、ロシア極東連邦管区内総務局長が来日し、日露間の警察協力に関する意見交換等を実施

19年1月に警察庁幹部がロシア極東連邦管区内務総局を訪問、20年4月にはロシア内務省幹部が来日し、日露間の警察協力に関する意見交換等を実施

18年2月、オーストラリア連邦警察との間で警察当局間協力に関する意図表明文書を策定

19年4月、ブラジル連邦警察との間で、警察当局間協力に関する意図表明文書を策定

G8等、国境を越える犯罪やテロの対策に関する協力強化のための各種国際会議に積極的に参画。18年4月及び11月のローマ/リヨン・グループで、国内治安対策の推進を見据えた新規プロジェクトを提案。20年6月に我が国で初めて開催されたG8司法・内務大臣会議で、これらプロジェクトの成果を踏まえた閣僚宣言を採択

19年5月、国家公安委員会が我が国のF I U（J A F I C）としてエグモント・グループに加盟

20年7月1日現在、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき、外国F I U（資金情報機関）との間で疑わしい取引に関する情報提供を行うための枠組みとして、17の国・地域とM O U（当局間文書）を締結外国警察機関との連携の強化等を目的として、警察運営、鑑識等の様々な分野で警察職員を専門家として当該

内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

国に派遣するとともに、外国警察機関の研修や視察の受入れを実施

専門的技術能力の向上のための訓練の充実

16年6月29日、「国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部につき同年12月9日施行）

16年から毎年1回、日米捜査当局による「警察庁／FBI組織犯罪に関するワーキンググループ」を開催し、組織犯罪全般に係る問題について情報交換や捜査技術の紹介を実施

16年から毎年11月に、「東アジア地域組織犯罪対策会議」を開催し、巧妙化、凶悪化、国際化する組織犯罪に対処するため、韓国、フィリピン、ロシアなど東アジア各国の治安機関と組織犯罪に関する情報交換を行い、国際的な連携強化を推進

16年11月、外務省と協力し、ICPO（国際刑事警察機構）のデータベースに、紛失・盗難旅券情報の提供を開始（20年6月末現在、約18万7,000件の紛失・盗難旅券情報を登録）

17年1月、法務省及び財務省と共同して、APIS（事前旅客情報システム）の運用開始。18年5月、入管法改正により、19年2月から旅客情報等の提出義務化

18年5月、入管法改正により、外国人が入国する際に指紋等の個人識別情報の提出が義務化され、19年11月20日、法務省と協力した、BICS（外国人個人識別情報認証システム）の運用開始

執行力強化に向けた組織づくり（16年4月、警察庁刑事局に組織犯罪対策部を設置。同年10月、「組織犯罪対策要綱」を策定）

18年7月、犯罪対策閣僚会議において、暴力団の資金獲得活動の巧妙化等に対する効果的な対策を検討するため、関係省庁によるワーキングチームが設置され、暴力団資金源対策を推進

19年10月1日、「国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律」の施行

20年3月1日の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の全面施行に当たり、同年2月、同法の施行における関係省庁の緊密な連携を図るため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行に関する関係省庁連絡会議」を設置するとともに、同法の目的を達成するため、関係省庁は相互に協力しつつ、必要なマネー・ローンダリング及びテロ資金対策を推進することを決定

暴力団資金源対策の推進

18年12月、東京証券取引所等との間で、「東京証券取引所の市場における反社会的勢力排除対策連絡協議会」を設立し、証券取引からの暴力団排除に向けた連携を強化

政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において決定された方針に基づき提出された「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が成立し、FIU（資金情報機関）の金融庁から国家公安委員会への移管等に係る規定が19年4月1日から施行。同法の全面施行（20年3月1日）に伴い、その円滑な施行に向けた取組みを推進（再掲）

19年6月、暴力団取締り等総合対策ワーキングチームにおいて、警察庁が中心となって「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を策定し、企業活動からの暴力団排除を推進

19年9月から、国有地等の売払いの際、売り払われた不動産が暴力団に利用されることを防ぐため、入札等の参加資格から暴力団を排除することとし、財務省と連携した国有地等の一般競争入札等からの暴力団排除を推進
公共工事からの暴力団排除を推進するため、警察庁は、国土交通省、農林水産省、法務省、環境省、文部科学

省、防衛省及び厚生労働省との間でそれぞれ協議を行い、20年6月までに、指名を行わない業者の対象の明確化、暴力団員等による不当介入に対する通報報告制度の導入、都道府県警察との連携強化等について、それぞれの省庁が発注する公共工事において推進

全国の地方公共団体に対して、公共工事の請負業者から暴力団関係企業を排除するための暴力団排除要綱等の整備を働き掛け、整備率が向上

	15年末	16年末	17年末	18年末	19年末
整備率(%)	70.1	71.5	86.0	88.7	89.5

全国の地方公共団体に対して、暴力団等の不当要求に対する組織的な対応を規定するコンプライアンス条例・要綱等の制定を働き掛け、制定率が向上

	15年末	16年末	17年末	18年末	19年末
制定率(%)	27.3	72.6	87.9	95.6	99.1

暴力団の代表者等に対する民事責任の追及等を内容とする、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律」を第169回通常国会に提出し、20年4月成立、5月公布・一部施行

(2) サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の根本的な強化

警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編

監視・緊急対処体制の整備強化

サイバーテロ対策の体制強化(13年4月、警察庁にサイバーテロ対策技術室を、各管区警察局に技術対策課を設置(計約60人)。13年11月、監視・緊急対処体制の技術的中心となるサイバーフォースセンターが完成(14年4月24時間体制による本格運用開始)。14年12月、警察庁にサイバーテロ対策推進室を設置するとともに、各都道府県警察等に対しサイバーテロ対策プロジェクトの確立等サイバーテロ対策の強化を指示。15年9月、すべての都道府県にサイバーテロプロジェクトが確立。16年4月、サイバーテロ発生時の態勢に関する指針を制定。18年4月、都道府県(方面)情報通信部におけるサイバーテロ対策の推進を指示。19年4月、サイバーテロ発生時の態勢に関する指針を改正(社会情勢の変化を踏まえ、サイバーテロの対象となる重要インフラの分野に、医療、水道、物流の3分野を追加))

サイバー犯罪対策の体制強化(16年4月、情報技術の解析に関する事務を国家公安委員会の統轄事務としたことに伴い、警察庁及び各管区警察局において技術対策課を情報技術解析課に名称変更するとともに、都道府県(方面)情報通信部に情報技術解析課を設置)

重要インフラ事業者の連絡・連携体制の強化(14年12月、「サイバーテロ対策の強化(通達)」を発出し、重要インフラ事業者等と警察との連絡・連携体制の強化を要請。16年1月、「情報セキュリティセミナー」を開催し、重要インフラ事業者等に警察との連携強化を要請。16年3月、重要インフラ事業者等とのメーリングリストを運用開始)

コンピュータセキュリティに係る広報・啓蒙活動(15年3月、警察庁セキュリティポータルサイトを開設し、15年10月から同サイトにおいてインターネット定点観測情報の提供を開始、15年12月からインターネット定点観測情報の更新間隔を短縮化。14年11月、「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について」を公表、15

	<p>年7月から年報・四半期報に加えて月報を公表)</p> <p>サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に係る研修の強化</p> <p>海外法執行機関等との連携(14年から「アジア地域サイバー犯罪捜査技術会議」を毎年開催、17年11月、事案対処及びセキュリティ組織のフォーラム「FIRST」に警察機関として世界で初めて加盟、18年5月、サイバー犯罪の防止及び取締りのための協力の推進を目的として英国重大組織犯罪対策庁(SOCA)との意図表明文書に署名)</p> <p>監視能力の強化(16年11月、攻撃被害観測システムを運用開始、17年1月、ボットネットの観測システムを運用開始)</p>
<p>(3) 広域犯罪への的確な対応</p>	<p>13年4月、管区警察局広域調整部の新設(公安部の廃止)</p> <p>広域捜査支援システムの整備</p> <p>16年12月、振り込め詐欺に関する捜査情報の集約・分析を行うとともに、合同・共同捜査等を効率的に推進するため、刑事局捜査第二課に「緊急対策チーム」を設置</p> <p>20年6月、警察庁に振り込め詐欺対策室を設置し、振り込め詐欺に係る諸対策の総合的な推進を図ることとするとともに、都道府県警察における取組みの強化を指示</p> <p>18年4月、犯罪の検挙に向けた情報の総合分析を推進するため、刑事局刑事企画課に情報分析支援室を設置</p>
<p>(4) 安全かつ快適な交通の確保</p> <p>道路交通のIT化、バリアフリー化の推進</p> <hr/> <p>凶悪化する暴走族に対する対策の強化</p> <hr/> <p>手続の簡素化による国民の負担軽減</p>	<p>VICS(道路交通情報通信システム)をすべての都道府県で運用</p> <p>最先端の情報通信技術等を活用して交通管理の最適化を図るITS(高度道路交通システム)として、UTMS(新交通管理システム)の整備を推進中</p> <p>18年12月、交通バリアフリー法とハートビル法の内容を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が施行。同法に基づき、高齢者等感応信号機、歩車分離式信号機等の整備等を通じた歩行空間のバリアフリー化を推進</p> <hr/> <p>暴走族対策関係8省庁による「暴走族対策の強化についての申合せ」等に基づき総合的な暴走族対策を推進</p> <p>14年6月1日施行の改正道路交通法により、共同危険行為等の禁止違反に対する罰則等を強化</p> <p>16年11月1日施行の改正道路交通法により、共同危険行為等の禁止規定を見直すなど暴走族対策を強化</p> <hr/> <p>13年4月1日施行の改正道路交通法施行規則により、必要な機器が整備された更新窓口においては、都道府県公安委員会規則の定めにより免許用写真を省略できるよう措置</p> <p>13年4月から、道路使用許可申請手続の電子化を推進</p> <p>14年6月1日施行の改正道路交通法により、優良運転者が住所地以外の公安委員会を經由して運転免許証の更新申請を行うことができるよう措置</p> <p>17年12月から、新車(軽自動車を除く型式指定車)の新規登録について自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムの運用開始</p> <p>18年2月20日施行の改正道路交通法施行規則により、都道府県公安委員会規則の定めにより、公安委員会の管</p>

4 警察活動を支える人的基盤の強化

(1) 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

教育の充実（昇任時教育期間の延長、「民事不介入」についての誤った認識の払拭等）

職務倫理及び幹部に対する教育の充実を図るため、巡査部長任用科を4週間から6週間に、警部補任用科を5週間から8週間に、警部任用科を2か月から3か月又は6か月に、それぞれ延長。13年度から新教育制度による教育を実施

「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容を13年度から拡充し、対処要領等の必要な教育を推進

学校教育制度の効果的かつ効率的な実施に資するため、13年に学校教養改善検討委員会（委員長：警察大学校副校長）を設置し、各級警察学校で行う課程の教授内容に関する調査及び研究を実施

高い資質等を有する警察官を警察学校の教官等に任用するため、府県警察学校等教官選抜及び管区警察学校教授・教官推薦基準を制度化し、13年度から実施

部門別任用時教育の充実を図るため、職務倫理教育を柱とした部門別任用時教育制度を改正し、平成14年度から新制度による教育を実施

一般職員の資質、能力を高め警察組織全体の職務遂行の水準を向上させるため、一般職員の採用時及び昇任時教育制度を改正し、14年度から新制度による教育を実施

長期間にわたり学校教育を受けていない者に対する教育の充実を図るため、職務倫理教育及び被害者対策・警察安全相談等警察活動等を柱とした長期未入校者の教育制度を見直し、14年度から新制度で実施

警察官等の執行力の基盤をなす基礎体力の維持向上を図るため、新たな警察体力検定を制度化し、15年度から新制度で体力検定を実施（15年度中97,737人、16年度中110,613人、17年度中114,880人、**18年度中122,144人**が受検）

第一線現場における受傷事故防止及び現場執行力の強化を図るため、装備資機材を有機的に組み合わせた「受傷事故防止マニュアル」及び警察官のけん銃使用が予想される事案を想定した「演技式けん銃訓練想定」を策定し、15年から効果的な訓練を実施

警察官のけん銃使用に関する判断能力の向上を図るため、19年度中、各都道府県警察等に配備されている映像射撃訓練装置の新たなシナリオを作成・配布し、けん銃使用が予想される事案への対応の訓練を実施

新規採用巡査の早期戦力化を促すとともに、捜査実務を中心とした基本実務の修得の徹底等により、精強な第一線警察の構築を図るため、採用時教育制度を見直し、17年度から新制度による教育を実施

17年中、すべての都道府県警察が「地域警察を中心とした精強な第一線警察の構築のための総合プラン」を策定

現場指揮官たる幹部の指揮能力、実務能力等を向上させ、強じんな執行力を備えた精強な第一線警察の構築を図るため、警部補・巡査部長任用時教育の教授内容等を見直し、18年4月から新教授内容による教育を実施

18年2月、都道府県警察に対し、総合プランに基づく施策の推進状況等の検証を指示するとともに、この結果

	<p>を踏まえ、18年5月、「地域警察を中心とした精強な第一線警察の構築に関する指針」を策定し、都道府県警察に対して、総合プランの見直しと更なる対策の強化を指示</p> <p>若手警察官の早期戦力化、幹部の指揮能力の向上を図るため、警察学校及び警察署等の職場において、刻々と変化する状況を想定した現場対応措置要領及び捜査指揮要領等の実戦的教育を推進</p> <p>また、実戦的教育技法の更なる高度化を図るため、19年度、警察大学校において、全国の警察学校教官等の指導者を招へいし、実戦的教育技法に関する全国競技会を開催</p> <p>本格的な大量退職期を迎え、精強な執行力を確保するため、経験豊富な警察職員や退職警察職員の効果的な活用を図ることにより、専門的な知識・技能等の継承を確実なものとするための伝承教育を実施</p> <p>精強な第一線を構築するため、警察幹部の指揮能力等の強化を図るとともに、国民のための警察の確立を柱とした組織運営を図る観点から、警察大学校における警部任用時教育の期間を一律4か月に改めるとともに、その教授内容を見直し、19年度から新教授内容等における教育を実施</p> <p>20年3月、適正捜査の推進に関する教育の充実を図るため、管区警察学校における警部補及び巡査部長任用時教育並びに都道府県警察学校において新たに捜査に従事することとなる警察官に対して実施している部門別任用時教育の教授内容を見直し、同年4月から新教授内容による教育を実施</p>
種採用者等の人事管理の見直し	<p>警視昇任時期を従来の入庁4年目からおおむね7年目まで延伸。延伸期間は第一線警察署等勤務（警部補）の延長と、警察署課長代理勤務（4人：警視庁3人、大阪府警察1人）等（警部）に充当</p> <p>本部長等には適格性を厳格に審査の上、任命</p> <p>初めて本部長の職に就く予定である年次の者を対象に組織管理者研修を実施</p> <p>いわゆる推薦者の警察本部長等への積極的登用を推進中（現在、推薦者を警察本部長に4人（岩手、富山、徳島、大分）、方面本部長に1人（函館）登用）</p>
職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し	<p>13年6月、都道府県警察に対して警部補の在り方について指示。現在、各都道府県警察において、警部補の在り方の見直しについて具体的対策の策定を推進</p>
優秀かつ多様な人材の確保と活用	<p>人物重視の採用試験への改善、中途採用・特別採用等を積極的に推進（20年4月1日現在、中途採用者183人、特別採用者747人）</p>
女性警察官の積極的採用	<p>女性警察官の職域拡大及び積極的採用の推進（女性警察官数：12年4月1日現在8,520人（全警察官の約3.7%） 20年4月1日現在13,524人（同約5.4%））</p>
<p>(2) 業務の合理化と地方警察官の計画的増員</p> <p>徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し</p> <p>効率性の追求（ITによる業務処理方法の抜本的見直し、捜査書類作成等の合理化による過重な負担の解消等）</p> <p>国民のための警察活動を強化する</p>	<p>都道府県警察に対して、人員の配置、運用の抜本的な見直しの推進を指示。また、警察庁において業務処理方法の見直し等各種課題について検討を行い、検討結果を都道府県警察に通知するとともに必要な見直しを推進</p> <p>捜査書類作成の合理化を推進</p> <p>第一線警察の効果的・効率的な捜査活動の支援を図るため、警察庁が保有する情報システムを活用した犯罪情報等の総合分析を行うための基盤整備を推進</p> <p>13年度2,580人、14年度4,500人、15年度4,000人、16年度3,150人、17年度3,500人、18年度3,500人、19年度3,</p>

ための地方警察官の計画的増員	000人を増員
(3) 活力を生む組織運営 厳しい勤務に従事する警察職員の 処遇改善 表彰・報奨制度の充実 能力・実績に応じた昇進・給与	警察職員の級の切上げを継続的に行うとともに、17年度までにすべての都道府県警察で成績率、成績区分等を見直し 警察庁指定広域技能指導官に対する表彰取扱要領の制定、警察庁優良職員及び永年勤続職員表彰要綱の改正等 15年8月、職員の能力・実績の適正な評価、勤務評定結果の処遇への適切な反映等について指示

2 治安の回復

国民が治安の回復を実感できるよう、 犯罪・事故の抑止や国民の不安の解消に 重点を指向した取組みを推進するほか、 治安情勢の変化に対応した的確な措置を 講ずる。	<p>「緊急治安対策プログラム」、「治安再生に向けた7つの重点」及び「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」等に基づく、関係機関、地域住民やボランティア団体等と連携した安全で安心なまちづくり 「子ども安全・安心加速化プラン」等に基づく、少年非行を防止し、子どもを犯罪被害から守るための取組み 「組織犯罪対策要綱」 「犯罪収益対策推進要綱」 「テロ対策推進要綱」及び「テロの未然防止に関する行動計画」 「10年間で交通事故死者数を5,000人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す」との政府目標の達成と交通事故減少に向けた交通安全対策 第一線の過重な業務負担の軽減と士気高揚を図りつつ、犯罪の抑止と検挙をより一層推進するための警察の業務の在り方の見直し 各都道府県警察の「地域警察を中心とした精強な第一線警察の構築のための総合プラン」等による犯罪・事故の抑止や国民の不安の解消に重点を指向した取組みの推進 「17万人/30万丁・総点検」及び「銃砲行政の総点検」を実施し、その結果を踏まえ、銃砲刀剣類所持等取締法の改正を検討するなど銃砲規制の厳格化を推進</p>
---	--

3 幹部を始めとする職員の意識改革

警察改革の精神を徹底するため、学校 教養、職場教養等あらゆる機会をとらえ、 幹部を始めとする職員の意識改革を行う。	<p>警察大学校、管区警察学校の任用時教育において、幹部職員の意識改革を図るため、警察の責務、警察に対する国民の要請等に関する教育を実施 各級警察学校におけるすべての課程で職務倫理教育を実施 警察署等の職場において、集合時等における職務倫理教育を実施 警察大学校等において国家公安委員会委員による警察職員に対する講話、都道府県警察において都道府県公安委員会委員による警察職員に対する講話を実施</p>
---	---

警察大学の警部任用時教育については、19年4月からの新教授内容による教育において、幹部職員の意識改革を継続して行うため、過去の非違事案の発生傾向や原因の分析等を踏まえた実効ある職務倫理教育を実施
 様々な人権課題等の視点から職務執行の在り方をとらえ直し、職員一人一人の意識改革を図るため、「人権に配意した警察活動のための手引」を作成の上、警察庁、管区警察局及び都道府県警察に配布し、人権に配意した警察活動を行うための教育を実施

4 不祥事の防止

<p>会計経理の透明性の確保と監査の強化</p>	<p>都道府県の監査委員による監査の際、特段の支障がない限り、捜査員に対する聞き取り調査及び会計書類の全ての内容の提示に応じるなど、積極的に対応し、説明責任を果たすよう指示 16年4月から、協力者へ捜査費を支払う場合において、本人名義でない領収書については、これを受領しないこととし、本人名義の領収書の作成を拒否されたときは、別途、捜査費を支払ったことを証明する文書を捜査員が作成し、幹部が確認することとするよう指示 16年4月、会計の監査に関する規則を制定 16年度以降、原則としてすべての都道府県警察に対して毎年度監査を実施 監査の手法について、捜査部門での勤務経験を有する職員を加えて監査を実施するなど監査体制を強化するとともに、予算執行に直接携わった捜査員に対しても聞き取りを実施するなどの改善を措置</p>
<p>会計経理に関する職員教育の強化</p>	<p>職員に予算執行の手続に関する正確な知識を習得させるとともに、適正経理の重要性を再認識させるため、会計に関する教育を強化 会計手続を分かりやすく解説した所属長や捜査員のための執務資料を作成、配布</p>
<p>非違事案の防止に重点を置いた監察の強化</p>	<p>監察に関する規則に基づき、年度ごとに監察を実施するための計画を作成し、公安委員会に報告するとともに、四半期ごとに少なくとも1回、監察の実施状況を公安委員会に報告 監察の結果等を踏まえ、執務資料を随時作成し、各都道府県警察等における非違事案未然防止に活用 19年度中に警察庁及び管区警察局が行った都道府県警察に対する監察の実施回数は、合計1,590回（警察庁219回、管区警察局1,371回）で、12年（608回）の約2.6倍の監察を実施 19年度中、各都道府県警察においては、ほぼすべての警察署に対し、年1回以上の監察を実施 予防監察を始めとする非違事案防止対策の不断の強化・徹底を指示</p>
<p>非違事案に対する厳正な処分</p>	<p>19年12月及び20年5月、懲戒処分の指針について、ウィニー等ファイル共有ソフトの使用及びこれによる情報流出事案を「規律違反行為の態様」に追加するとともに、いわゆる政令酒気帯び運転に係る「懲戒処分の種類」に免職を加えるなどの改正等 非違事案を認知した場合には、懲戒処分の指針等を参考にして厳正な処分等を行うとともに、懲戒処分の発表の指針に沿って適時適切な発表を実施</p>
<p>幹部の管理監督責任の一層の自覚</p>	<p>警察大学校、管区警察学校の任用時教育において、不祥事を防止するため各種事故防止対策等に関する教育を実施</p>

各級警察学校におけるすべての課程で職務倫理教育を実施
警察署等の職場において、集合時等における職務倫理教育を実施
随時監察等による幹部の指揮監督及び業務管理の点検強化等を指示